

令和2年度保育三団体予算要望

- I 保育施設に従事する全ての職員に対し、処遇改善加算を県単独で予算化することを要望します。

<u>処遇改善加算</u>	<u>月額</u>	<u>20,000円</u>	
<u>処遇改善加算</u>	<u>月額</u>	<u>10,500円</u>	(県内実績)

埼玉県における保育の現状は近隣の都県と比較した時、誠に厳しいものがあります。保育士不足による現状において、埼玉県は他県と比べ保育士有効求人倍率（埼玉県4.9倍【全国2位】／全国平均2.54倍 ※平成30年10月時点）と非常に高い状態にあり、埼玉県の保育士不足は深刻な状況にあります。同時に潜在保育士に目を向けてみても、資格を有していながら就業を希望しない理由として、処遇面が第1の理由に挙がっております。

その反面、埼玉県の過去10年における企業転入超過数（転入から転出を差し引いた数）はここ数年全国トップを維持しつづけています。また全国的に人口が減少する中、人口増する7都県に入り、更にはその増加率は全国3位となっています。結果として、今後さらに保育の需要は高まり、保育士不足の加速化が懸念されます。

そんな中、保育士不足解消と離職防止に向け、東京都は4.4万円、千葉県では2万円の処遇改善等を行っています。こうした近隣都県との処遇改善の格差を是正するには市町村独自の補助事業だけでは限界があります。国への要望はもちろんですが、県独自による保育士の離職防止のための施策が急務であると考えます。

子育てをしやすい魅力ある埼玉県、子どもを産んでも子育て支援センター利用や保育園に預けやすい環境をつくる為にも、保育士の確保は重要課題でありますので、処遇改善にむけた施策の実施を最優先事項としてお願いいたします。

- II 県内すべての保育施設において、食育を一環とした子育て支援の充実を図るため主食・副食費を含めた保育料の完全無償化を要望します。

令和元年10月1日より施行される幼児教育・保育無償化にともない、2号認定の副食費分が利用者負担となり、主食費と合わせて各園において徴収することが検討されています。

私たちが考えていた無償化とは、保護者負担がなくなるものと認識していましたが、利用者及び現場の保育関係者は大変困惑しております。全国各地の基礎自治体の中には、副食費も含めた2号認定利用者負担の無償化や、3号認定の完全無償化の方針を打ち出す動きもあります。この現状の中で地域ごとの利用者負担額に格差が生じ、

本来の無償化の理念からすると必ずしも良い方向に向かうとは到底考えられません。食育の重要性については、子どもの育ちの中の大きな柱の一つとなっており、アレルギー対応・病児食・宗教食も含め細やかな対応を通して食育の推進に努力しているところです。

従前より国の示す公定価格に主食・副食費も含めるよう要望しておりますが、現状の課題も含めて埼玉県において、1・2号認定の主食・副食費分の単独補助の創設をし、保育料の完全無償化を実施してください。

Ⅲ 一歳児担当保育士雇用費（4：1）補助金の堅持を要望します。

現在勤務している職員は多大な負担を抱えており、他業種に転職を考えている若い保育士も多数いるのが現状です。厚労省による調査においても、離職原因の40%が「責任の重さ、事故への不安」です。そんな中、埼玉県では従前より1歳児担当保育士雇用費の補助制度が実施されていますが、保育士の負担軽減や事故防止の観点から、きめ細やかな保育を実施する為にも堅持は必須と考えます。

Ⅳ 指導監査（実地監査）時の均一化を要望します。

指導監査（実地監査）時において、子発 0416 第1号社援発 0416 第2号老発 0416 第1号平成30年4月16日「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正についての文書にあるように、指導監査ガイドラインに新しく改正された部分を遵守し、監査していただきたい。

○ ガイドラインの運用に関しては、次の事項に留意することとする。

1 実施要綱の5の(1)に定める文書指摘、口頭指摘又は助言については、指摘基準に定めるものの他、次の点に留意して行うこと。

(1)監査担当者の主観的な判断で法令又は通知の根拠なしに指摘を行わないこと。

(2)指摘基準に該当しない場合は文書指摘を行わないこと。

(3)指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭指摘を行うことができること。

(4)指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができること。なお、助言を行う場合は、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行うこと。